

第2次長沼町地球温暖化 対策実行計画 (事務事業編)



ZERO CARBON
HOKKAIDO
NAGANUMA

令和6年3月
長沼町

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
3. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	8
(4) 計画期間	8
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	9
4. 温室効果ガスの排出状況	10
(1) 「温室効果ガス総排出量」	10
(2) 「項目別の排出量の割合」	10
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	10
5. 温室効果ガスの排出削減目標	12
(1) 目標設定の考え方	12
(2) 温室効果ガスの削減目標	12
6. 目標達成に向けた取組	13
(1) 取組の基本方針	13
(2) 具体的な取組内容	13
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	15
(1) 推進体制	15
(2) 点検・評価・見直し体制	16
(3) 進捗状況の公表	16
参考資料	17

1. はじめに

このたび、2030年度までの長沼町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「第2次長沼町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、長沼町においても、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加や農作物被害など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。また、北海道においても、ゼロカーボン北海道推進計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

長沼町においても、国や北海道の動向を踏まえ、2023年3月の町議会定例会において町長が2050年CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ長沼」を表明し、鋭意取組を進めているところです。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和6年（2024年）3月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

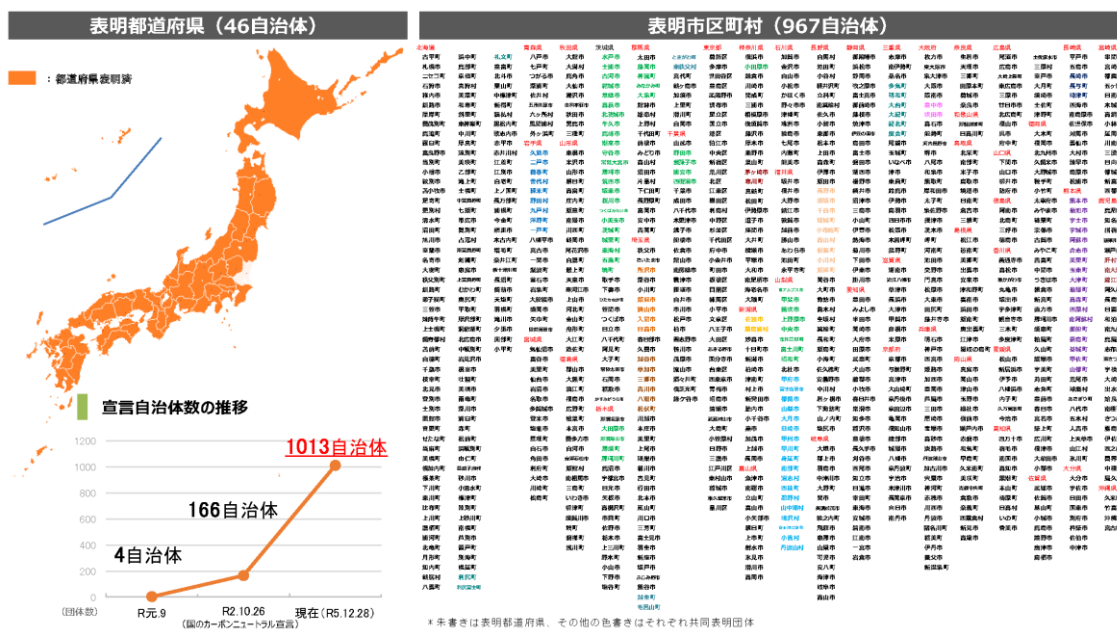
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス

排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2023 年 12 月 28 日時点においては 1,013 地方公共団体と加速度的に増加しています。



2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2023）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/content/000187031.pdf>>

3. 基本的事項

(1) 目的

第2次長沼町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「長沼町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、長沼町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

長沼町事務事業編の対象範囲は、長沼町の全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設（表1参照）を対象とします。なお、外部への委託、指定管理者制度により実施する事業等については対象外であります。契約上、町が光熱費の全部または一部を負担している場合は対象とします。

対象とならない施設の管理受託者に対しては国の地球温暖化対策計画に基づき、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取り組みを講ずるよう要請します。

表1 対象の施設

所管課	施設名
総務財政課	役場本庁舎
	合同庁舎
	庁舎別館
	中央公園
	ふれあいターミナル
	旧舞鶴小学校
	旧南長沼保育園
	公用車（4台）
政策推進課	お試し暮らし体験住宅（銀座1）
	お試し暮らし体験住宅（銀座2）
	お試し暮らし体験住宅（南長沼）
税務住民課	東部福祉センター
	西部福祉センター
	北長沼福祉センター
	南長沼福祉センター

税務住民課	町民会館
	中央長沼会館
	北長沼会館
	南長沼会館
	西長沼会館
	舞鶴会館
	長沼湯
	公衆便所南長沼
	伏古霊園公衆便所
	公衆便所北長沼
	公衆便所あかね町区
	公衆便所旭町
	公用車（2台）
	保健福祉課
公用車（6台）	
子ども育成課	中央長沼保育園
	児童センター
町立長沼病院	町立長沼病院
	町立長沼病院託児所
	公用車（5台）
学校教育課	長沼小学校
	長沼中学校
	スクールバス車庫管理等
	学校給食センター
	公用車（9台）
社会教育課	スポーツセンター
	舞鶴スポーツ公園
	運動広場
	武道館
	室内ゲートボール場
	北長沼スキー場

社会教育課	中央長沼水泳プール
	総合公園（管理棟）
	ふれあい工房
	旧2号排水機場
	図書館
	公用車（10台）
都市整備課	町営住宅宮下第1団地
	町営住宅西長沼団地
	町営住宅中央第3団地
	町営住宅北長沼第2団地
	町営住宅南長沼団地
	町営住宅錦町西団地
	町営住宅錦町北団地
	町営住宅本町団地
	浄化センター
	北長沼地区農業集落排水施設
	南長沼地区農業集落排水施設
	長沼交通センター
	北6号排水機場
	西長沼排水機場
	南8号排水機場
	大学排水機場
	南4号半排水機場
	ワッカポップ堰堤
	富士戸1号堰堤
	舞鶴第1排水機場
	栄町公園公衆便所
	銀座公園公衆便所
	しらかば公園公衆便所
	本町公園公衆便所
	宮下公園公衆便所

都市整備課	錦町公園公衆便所
	ふれあい通り公衆便所
	総合公園（管理棟・休憩所・トイレ）
	旭町ライラック公園公衆便所
	つどいの広場公衆便所
	せせらぎ公園水上げポンプ
	公用車（42台）
産業振興課	西長沼ポケットパーク直売所
	公衆トイレ西長沼
	北長沼水郷公園直売所
	ながめまコミュニティ公園
	コミュニティ公園パークゴルフ場
	コミュニティ公園テニスコート
	マオイオートランド
	東庭園
	マオイの丘公園センターハウス
	マオイの丘公園さわやかトイレ
	堆肥生産センター（粃殻破碎・貯蔵施設）
	公用車（7台）
	南空知消防組合長沼支署
南空知消防組合南分遣所	
南空知消防組合北分遣所	
公用車（17台）	
合 計	91施設・102台

(3) 対象とする温室効果ガス

長沼町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度末）までを計画期間とします。また、期間中に改訂の必要が生じた際は、適宜見直しを行うこととします。

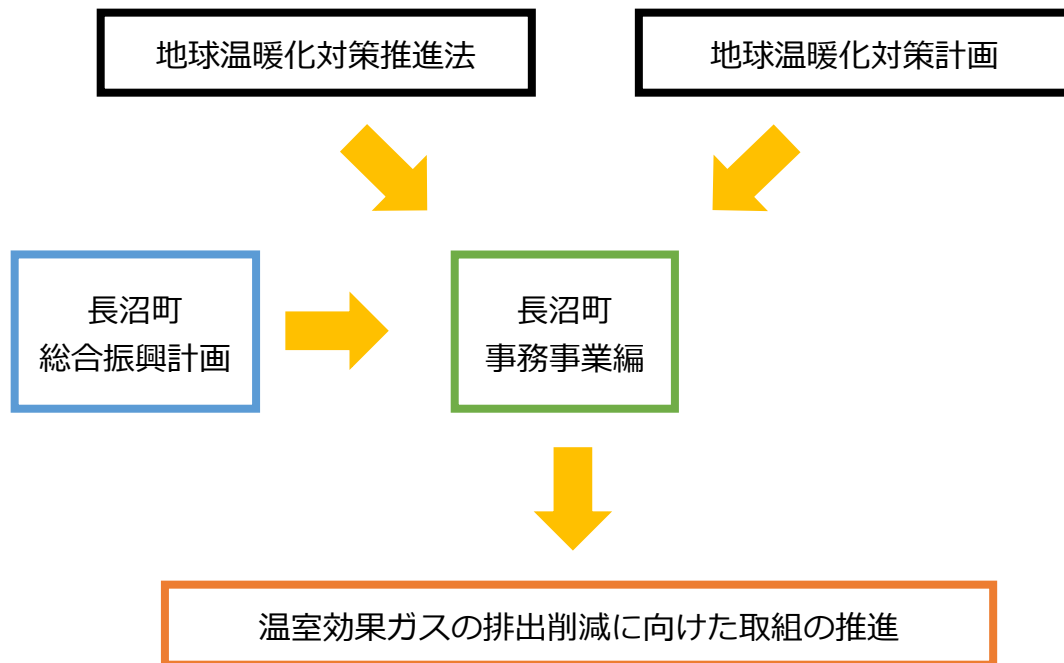
計画期間のイメージ

項目	年度								
	2013	…	2023	2024	2025	2026	…	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 策定	計画 開始				目標 年度	
計画期間				→					

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

長沼町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び長沼町総合振興計画に即して策定（図 1 参照）します。

図 1 長沼町事務事業編の位置付け



4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

長沼町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、5,658t-CO₂となっています。

(2) 「項目別の排出量の割合」

長沼町でのCO₂排出量の内訳につきましては、電気が45.3%と最も多く、A重油(42.1%)、軽油(5.8%)、灯油(4.7%)と続いています。(表2参照)

表2 エネルギー種別の「温室効果ガス(CO₂)排出量」の割合

項目		使用量/単位		CO ₂ 排出量	割合
				(kg-CO ₂ /年)	(%)
公共 施設	電気	3,729,043	kWh	2,565,582	45.3
	A重油	878,360	L	2,380,031	42.1
	灯油	106,551	L	265,256	4.7
	LPG	3,896	m ³	11,683	0.2
	小計			5,222,552	92.3
公用車 燃料	ガソリン	45,804	L	106,342	1.9
	軽油	127,343	L	329,177	5.8
	小計			435,519	7.7
合計				5,658,071	100.0

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

長沼町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を施設別に示します。

① 公共施設

町立長沼病院や役場庁舎、りふれなど、多様な方が利用する施設でCO₂排出量が高い状況です。これらの公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴うCO₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 学校

小・中学校では熱中症対策のためのスポットクーラーの設置を検討するなど、新たな電気

の需要が発生する予定であり、CO₂ 排出量の増加が予想されます。電気の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

なお、令和 9 年度（2027 年度）に長沼小学校と長沼中学校を統合した 9 年制の施設一体型義務教育学校の設置を計画しています。使用する校舎の整備については、必要な機能を確保しつつコンパクトかつ適正な施設とすることで、建設費や冷暖房に伴う光熱費などの縮減を目指します。

また、屋根や外壁の高断熱化、照明や空調等の高効率設備の導入などにより省エネルギー化による環境負荷の低減と維持管理費やライフサイクルコストの縮減を目指します。

③ 公用車

公用車の所有台数増加に伴い、CO₂ 排出量の増加が予想されます。

今後、公用車保有台数の最適化に努めるとともに、更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することで更なる CO₂ 排出量の削減が可能です。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、長沼町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

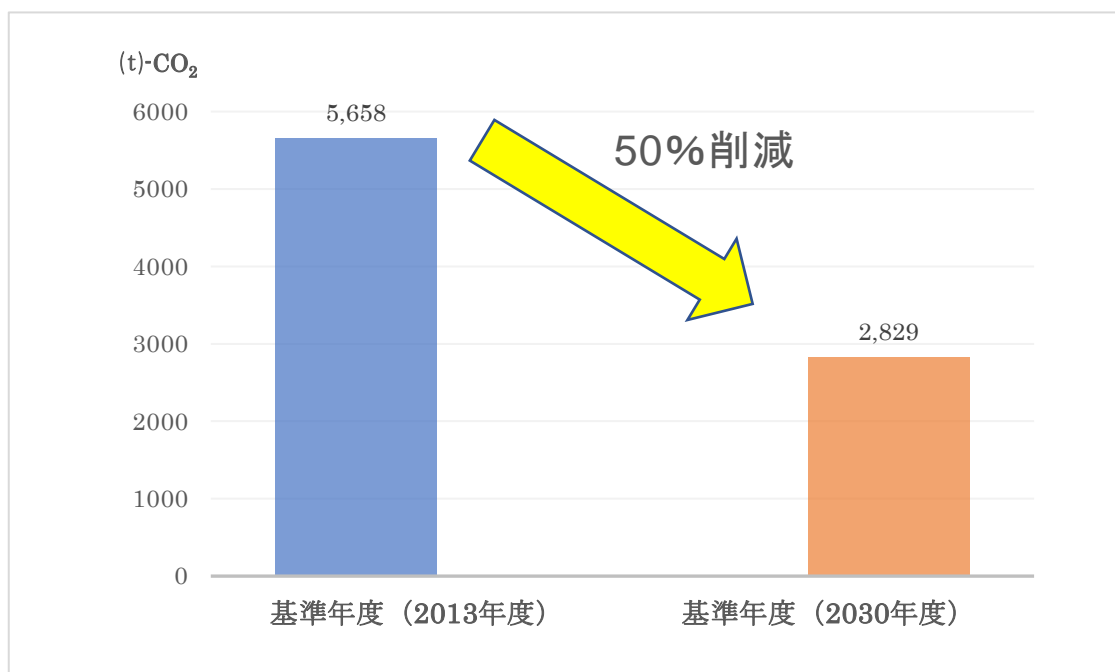
(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で50%削減することを目標とします。（表3、図2参照）

表3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	5,658t-CO ₂	2,829t-CO ₂
削減率	-	50%

図2 温室効果ガスの削減目標グラフ



6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表4に示された取組が示されています。長沼町においては、「再生可能エネルギー電力調達の推進」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」、「建築物における省エネルギー対策の徹底」を重点的な取組として位置付けます。

表4 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022年度以降 全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに 全て電動車 とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を2030年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R + Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R + Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 街路灯・交差点照明は補助金等の財源確保を図った上で LED 化への更新を検討します。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 省エネルギータイプで環境負荷の少ない物品の購入に努めます。
- 事務用品は詰め替えやリサイクルが可能な製品の調達に努め、環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 各年の二酸化炭素排出量及び各種補助金等の状況を照らし合わせた上で、導入検討に努めます。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入を積極的に検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

- 公用車に関しては、災害時の使用も考慮し、電動車とガソリン車のバランスを考慮した上での購入に努めます。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 長沼町地球温暖化対策推進本部による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

長沼町事務事業編を推進するために、副町長を本部長とする「長沼町地球温暖化対策推進本部」（以下「推進本部」という。）を設けます。

① 長沼町地球温暖化対策推進本部

副町長を本部長、教育長を副本部長とし、各担当の課長相当職（理事、企画官、事務局長、所長を含む）を本部員、政策推進課企画政策係長を庶務として組織し、事務事業編の策定、推進、点検、見直しを行います。

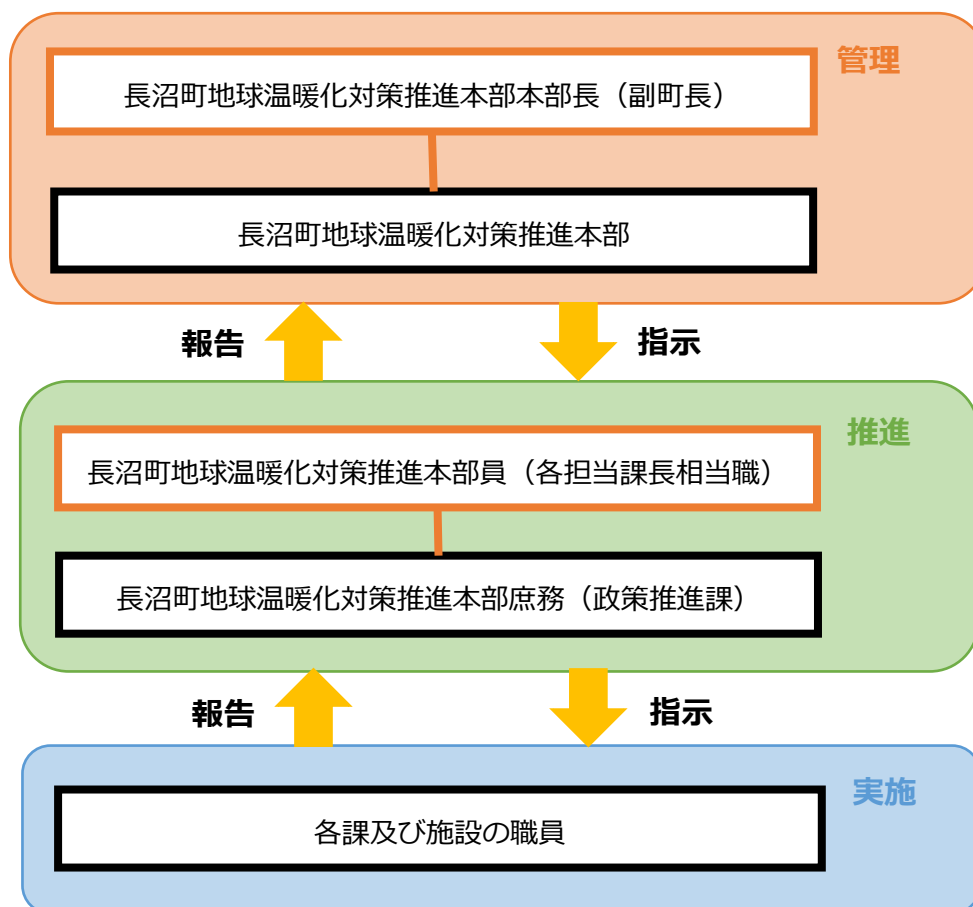
② 庶務

庶務を政策推進課に置き、事務事業編全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

③ 全職員

全職員は、本部員（各担当の課長相当職）の指示を受け、所属内での事務事業編の普及、啓発、推進及び進捗状況を把握しつつ、庶務と点検し、積極的に温暖化対策の行動を実施します。

図3 長沼町事務事業編の推進体制



(2) 点検・評価・見直し体制

長沼町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、長沼町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

長沼町事務事業編の進捗状況は、推進担当者が庶務に対して定期的に報告を行います。庶務はその結果を整理して推進本部に報告します。推進本部は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進本部は毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要がある場合には、長沼町事務事業編の改定を行います。

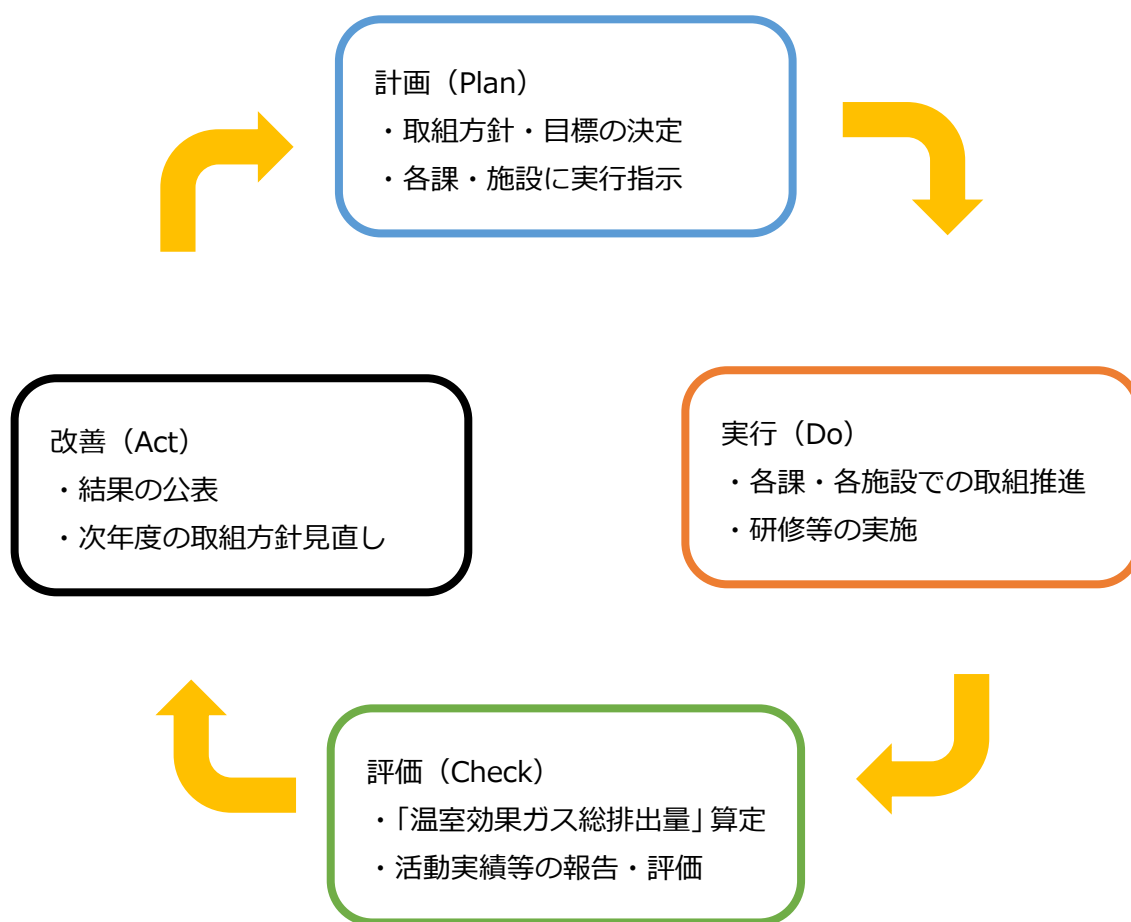


図4 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

長沼町事務事業編の進捗状況は、長沼町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

別添 1

長沼町地球温暖化対策推進本部設置要綱

(平成24年1月31日制定)

(設置)

第1条 長沼町の事務事業によって排出される温室効果ガスを抑制・削減し、もって地球温暖化対策の推進と環境への負荷を軽減することを目的として、庁内に長沼町地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 長沼町の地球温暖化対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) 長沼町の地球温暖化対策に係る計画の推進に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副町長とし、副本部長は教育長とする。
- 3 本部員は各担当の課長相当職とする。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は本部を代表し、所掌事項を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じ招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(参考) 長沼町地球温暖化対策推進本部構成表

推進本部役職	職名
本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	本部員は各担当の課長相当職（理事、企画官、事務局長、所長を含む）とする。
庶務	政策推進課企画政策係長

第2次長沼町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

～ひとと自然の共生 きらめく田園と交流のまちの実現に向けて～

令和6年3月

北海道長沼町

〒069-1392 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

ホームページ <http://www.maoi-net.jp/>

E-mail: seisakusuishinka@ad.maoi-net.jp

政策推進課 企画政策係 電話:0123-76-8015 FAX:0123-88-0888